

制定	平成13年岐阜県公安委員会規程第6号
改正	平成17年岐阜県公安委員会規程第3号
改正	平成17年岐阜県公安委員会規程第10号
改正	令和5年岐阜県公安委員会規程第12号

岐阜県公安委員会に対する苦情の取扱いに関する規程を次のように定める。

岐阜県公安委員会に対する苦情の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、警察法（以下「法」という。）第79条及び「苦情の申出の手続に関する規則」（国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対して申し出られる苦情の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(苦情の意義)

第2条 公安委員会に申し出られる苦情とは、法第79条の規定に基づき文書により申し出られる警察職員の職務執行に対する苦情及び文書以外の方法により申し出られる警察職員の職務執行に対する苦情をいう。

(苦情の受理手続等)

第3条 法第79条の規定に基づく苦情の申出は、規則第2条に掲げる事項を記載した苦情申出書により受理するものとする。

2 前項の苦情申出書は、警察本部総務室総務課公安委員会事務室（以下「公安委員会事務室」という。）のほか警察本部の当該苦情を処理すべき所属及び警察署においても受け付けるものとする。

3 所属長は、部下職員が公安委員会に対して文書以外の方法により申し出られる警察職員の職務執行に対する苦情を受理したときは、別に定める様式により公安委員会事務室に送付するものとする。

(報告)

第4条 公安委員会事務室は、自ら直接受理した苦情のほか、送付された苦情すべてについて整理し、速やかに公安委員会に報告するものとする。ただし、当該苦情の内容が、定型的な処理その他迅速な処理が可能であるとして公安委員会があらかじめ指示したものについては、申し出られた苦情に関する調査及びその措置結果の報告と併せて報告するものとする。

(苦情処理に関する指示)

第5条 公安委員会は、苦情に関する報告を受理したときは、警察本部長に対し、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置を行わせるとともに、その結果について報告を求めるものとする。また、当該調査が不十分であると認められる場合等には、必要に応じ苦情処理に関する指示を行うものとする。

(処理結果の通知)

第6条 公安委員会は、事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置に関する警察本部長からの報告に基づき、通知内容を決定する。

2 公安委員会は、法第79条の規定に基づく苦情については、文書で回答するものとする。ただし、文書以外の方法で申し出られる警察職員の職務執行に対する苦情については、文書その他適当と認められる方法によるものとする。

(処理結果通知義務の解除)

第7条 公安委員会は、申し出られた苦情が法第79条第3項に定める各号の処理結果の通知義務を解除する場合に該当するか否かについて判断するものとする。

2 公安委員会は、法第79条第3項第1号に該当すると認めたときは、申出者に対し、処理結果の通知を行わない旨を、文書、電話その他の方法により連絡するものとする。

3 公安委員会は、文書以外の方法で申し出られる警察職員の職務執行に対する苦情の処理結果について、申出者に対し、文書その他適当と認められる方法により通知するものとする。ただし、法第79条第3項各号に定めるもののほか、次の各号の一に該当するときはこの限りでない。

一 申出者が通知を求めていると認められるとき

二 申出者の氏名が明らかでないとき

(苦情が他の都道府県警察の職員に関するものであった場合の取扱い)

第8条 公安委員会は、苦情が他の都道府県警察の職員に関するものであった場合には、処理結果を通知する文書により、当該職員が所属する都道府県公安委員会に対し申し出てもらうよう申出者に教示するものとする。この場合、当該苦情の処理に当たる公安委員会に対し、当該苦情について連絡するものとする。

附 則(平成13年5月11日岐阜県公安委員会規程第6号)

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則(平成17年3月11日岐阜県公安委員会規程第3号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月8日岐阜県公安委員会規程第10号)

この規程は、平成17年4月11日から施行する。

附 則(令和5年12月13日岐阜県公安委員会規程第12号)

この規程は、令和5年12月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。